

水道料金等のお支払いは 口座振替を推奨しています！



お支払いのために金融機関窓口やコンビニエンスストアに行く必要がなく、
毎月自動で引き落としを行うので、支払い忘れの心配がありません。

収納事務手数料、納付書の作成費、郵送料等の費用を削減できます。

口座振替による支払い
(低コスト)

納付書による支払い
(高コスト)

上下水道局としては、費用が抑えられる上に、安定的に収入が確保できることから、低廉な水道料金等で効率的に事業を運営することができます。口座振替利用者が増えることは、現役世代だけでなく、将来世代の負担軽減にも繋がります。口座振替制度についてのご理解とご協力をよろしくお願い致します。

(参考：令和5年度の納付方法別割合 口座振替：74.6% 納付書：25.4%)

口座振替のお手続き方法

A インターネットでのお申し込み (Web口座振替受付サービス)

パソコンやスマートフォン等
端末からインターネットを利用
してお申し込みできます。



●口座振替依頼書の記入や金融機関お届け印
は必要ありません。

●24時間申し込みが可能です。
※システムメンテナンス等により、
一時的に利用できない場合があります。



お手続きはこちらから→

【サービスをご利用いただけるお客様】

●普通預金キャッシュカードをお持ちの個人のお客様
※法人名義の口座は本サービスをご利用いただけません。

B 口座振替依頼書(紙)でのお申し込み

口座振替依頼書に必要事項を記入いただき、
取扱金融機関または上下水道局お客様セン
ターへご提出ください。

※ゆうちょ銀行については、
お客様センターで受付できませんので、
ゆうちょ銀行窓口へご提出ください。



●口座振替依頼書は、お客様セン
ターへご連絡いただけましたら返信
用封筒と一緒にご自宅等へ郵送い
たします。



こちらから依頼することもできます↑

【お申し込みに必要なもの】

- 通帳またはキャッシュカード ●水道番号(9桁)が分かるもの(検針票、納付書等)
- 金融機関お届け印(Aの場合は不要)

【口座振替可能な金融機関】

- 琉球銀行 ●沖縄銀行 ●沖縄海邦銀行 ●鹿児島銀行 ●みずほ銀行(※)
 - コザ信用金庫 ●沖縄県労働金庫 ●ゆうちょ銀行 ●JAおきなわ(※)
- ※みずほ銀行、JAおきなわについては、Aの方法でお申し込みできません。

【お問い合わせ】上下水道局お客様センター TEL：941-7804 FAX：941-7824

漏水について 水漏れ調べと修理



上下水道局では資源の有効利用に資するため、日々漏水防止業務に努めております。
ポンプ場や配水池からみなさまの家へ送られる途中で、大切な水が水道管から漏れていることがあります。
そのため水漏れがないかパトロールをしたり、水漏れがないか調査して、早めに修理をしています。
みなさまも、道を歩いていて、水漏れを見つけたら、すぐに水道管理課までご連絡をお願い致します。



ろめんおんちようちようさ
路面音聴調査



おんちようちようさ
音聴棒調査



発見された水もれ

水もれがあると小石がはねるような音が聞こえます。

漏水修繕について

晴れた日でも路面が濡れている、普段は流れていない
水路や側溝にきれいな水が流れている時などは、地下に
埋まっている水道管からの漏水の可能性があります。

漏水は、水という大切な資源を無駄にしまうだけ
でなく、工事による断水や、道路陥没などの二次災害をひ
きおこし、みなさまの日常生活に大きな影響を及ぼす危
険があります。

そのため上下水道局では、24時間365日対応できる体
制を整えております。

道路上で漏水を発見されましたら、すぐに水道管理課
までご連絡をお願い致します。



漏水箇所発見



漏れて噴き出す漏水



修繕完了

ご家庭で行える水漏れチェック

「請求金額がいつもより高くなった」との問い合わせがよくあります。
その原因の1つに水漏れがあります。
自分でできる水漏れチェックについてご紹介します。

水漏れチェック方法

- 1 家庭内にある蛇口を全て閉めます。
 - 2 水を使わない状態で水道メーターのパイロットが回転していれば水漏れの可能性があります。
- ※タンクのある家庭は、満水になるまで待ちます。(30分～1時間程度)



水漏れ箇所が確認できる場合

指定給水装置工事業者に修理を依頼してください。
指定事業者の一覧は、上下水道局ホームページに掲載しています。
なお、修理代金はお客様の負担となります。
修理の見積りは、業者により見積金額が大きく違う場合もありますので複数の指定
事業者から取ることをおすすめします。
●指定業者の一覧表をホームページで確認できない方には、ご連絡いただければ
お届けします。

水漏れ箇所が確認できない場合

- 共同住宅(アパート、マンション等)、病院、ホテル、各種公共施設、営利事業所に
ついては、管理者(所有者・管理事務所・不動産会社)に連絡してください。
- 戸建て住宅にお住まいの方は、水道管理課までご相談下さい。



【お問い合わせ】水道管理課 TEL：941-7805 FAX：941-7825